

## 厚生常任委員会会議録

平成16年2月24日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎木田 守彦           ○中西 和夫           西谷 剛周  
森河 昌之           里川 宜志子

### 2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	住民生活部長	中井 克巳
福 祉 課 長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健康推進課長	西田 哲也
同 課 長 補 佐	植村 俊彦	環境対策課長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	西谷 桂子	同 係 長	清水 昭雄

### 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同 係 長 猪川 恭弘

### 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会 （午前9時00分）  
署名委員 中西委員、西谷委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長が出張されておりますので助役さんからの挨拶をお受けいたします。芳村助役

（ 助役挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、中西委員、西谷委員のお二人を指名いたします。本日子定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに継続審査案件であります、（1）仮称総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

助 役 通常は担当課から説明をさせるところでございますが、今回重要な判断をいたしまして、その事によりまして、私より説明を致したいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

本事業用地の用地確保につきましては、昨年の5月から地権者と交渉を重ねて参りました。地権者の要望、要求に対しまして、出来る限りの町としては手法を講じながら、地権者の合意を得る努力をしてきたところでございますが、どうしても3人の地権者に合意をいただけないということがございまして、そうした中でも随時、交渉に当たりながら、理解を得るべく努力をしてきました。しかし、これ以上、交渉を、またお願いするという事になれば、地権者にもご迷惑をおかけするという事も考えた訳でございます。そういうことから、これ

以上交渉に当たっても、平行線を辿るということ、そして、地権者に対する要求に答えることは到底無理である、ということの判断をいたしまして、従いまして、本事業用地を町としては諦めざるを得ないと考えております。そういうことから、2月20日に地権者にお集まり願ひまして、その場で交渉を打ちきることを説明し、ご理解を願ったところでございます。また、本委員会においても、その事のご理解を願ひたいと思うわけでございます。

今後におきましては、総合福祉会館整備検討委員会の委員長にも、ご報告すると共に、今後についてどの様な形で進めていくかということをも更に検討をしたい、また、事業用地についても研究をして参りたいと思います。ただ、この点については相当時間がかかると思いますので、議員皆様方のご協力をお願いしたいということで報告をさせていただきます。

従いまして結論と致しましては、小吉田の地域における事業用地を町は諦めるということで、ご理解願ひたいと思います。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員

助役から、3人の地権者が合意を得られないので断念したということなんですが、私自身は片方で合併の部分が進む中で、合併の是非とかいう部分がはっきりするまで、総合福祉会館の計画を凍結という形でしたらどうかと思おうんですけど、その辺のお考えについて、どう考えておられるのか。

助 役

先程私が申し上げておりますように、こうした地域の事業用地を諦めたということは、やはり検討委員会でいろいろご審議して頂きました。こうした経緯から整備検討委員会の委員長に対しても、その近況も報告するという事も申し上げました。また、現状から考える場合には、直ぐに事業地を新しく選定していくということは非常に難しい、この様に思っています。十分、検討しながら、議員の皆様方のご協力

を得ながら進めて参りたいと。よって、合併をする、しないに拘わらず、そういう形で進んでいきたいと思しますので、少し余裕を頂きたい、この様に思います。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、3月定例議会に付議が予定されている議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは3月定例議会、提出予定議案の斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

( 資料1の要旨朗読 )

福祉課長 まず、条例の本文でございます。概略をご説明させていただきます。設置につきましては、第1条にて、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づきまして策定する次世代育成支援対策の実施に関します計画、以下行動計画、の策定について必要な意見を聞き、調査、研究及び検討を行い、もって次世代育成支援対策の総合的な推進に資するため、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会を置くということで、事務につきましては、行動計画に関すること、組織としまして、協議会につきましては、9人以内をもって組織する。その内訳と致しましては、町議会議員、学識経験のある者、その他町長が必要と認める者の中から、9人以内をもって組織させていただきます。委員の任期につ

きましては1年ということでございます。会長及び副会長を1名置き、委員の互選によって選出させていただくということでございます。協議会の会議につきましては、会長が招集いたしまして、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。また、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるということでございます。庶務につきましては住民生活部福祉課が所掌いたします。委任につきましては、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定めるということで、平成16年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 これにつきましては、私も非常に注目をしていたんです。斑鳩町がどんな取り組みをするのか、というふうに見ていたところ、今回こういう協議会を設置するというふうな考え方が示された訳なんですけれども、これについて昨年8月22日にも官報で、行動策定指針ですね、行動計画の策定指針なども下りてきていると思うんです。これによると10年間の集中的、継続的取り組みを推進すると、いうふうなことが言われていると思うんですけれども、けれども、努力義務ではなく、計画の策定というのは義務ですね、確か17年3月に策定してしまわないといけないような内容だったと思うんです。ですから、1年間かけて、きちっと10年間の集中的、計画的な取り組みを推進してもらわないといけないと、そういうものを盛り込んでもらわないといけないと思っているんですけど、この中には達成目標とか、実施時期とか、事業の実施する内容とかについても、具体的に示していくべきだとか、いうふうなことが示されていたと思うんですが、この考え方について、そういう形にきちっとなっていくものなのか、どうなのか、それで委員の構成9名、学識経験のある者となっていますが、どの様な人選を考えておられるのか、私はこの計画というのは非常に重要性をもって

いると、これからの斑鳩町にとっては本当に重要な計画であるというふうな、私自身は捉え方をしてましたので、これについてもう少し、今、現在の担当の考え方を聞かせていただきたいというふうに思うんです。それと第7条に協議会の庶務は住民生活部福祉課が所掌するというふうに書かれているんですが、いつも言ってますように、割と縦割りになりがちな部分があるんですよね、もっと横断的に広く、この問題については、総合的、効果的な推進というのが、必要不可欠であると、特に、総合福祉会館のときでもよく言っていたんですが、健康推進課などは非常に子どもさんの関係でも、健康管理の問題でも、そういう取り組みもしてもらっている中で、事務局、福祉課だけ出てきていて、健康推進課入っていないというようなことの中で、総合福祉会館のときもの、いろいろ言っていたんですけど、やはりその辺、特に健康推進課なんかの、方針とかいうことにも、もの凄く重要性があるだろうし、またその他教育委員会とか、本当にこの事を、総合的、効果的に推進しようと思ったら、横断的な取り組みというのが必要だと思うんですけど、ここのところについても、庶務、福祉課とおっしゃっているんですけど、ここのところももうちょっと、明確に考え方を示しておいて頂きたいというふうには思ったんです。

福祉課長　　まず、行動計画の位置付けでございますけども、次世代育成支援対策推進法の手続きによりまして、全市町村に対しまして次世代育成支援対策の目標とその達成のために講ぜられる措置の内容等、記載した行動計画の策定が義務付けられるということで、その行動計画の内容と致しましては、大きく7項目に分けられるのですが、地域における子育て支援並びに親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭におけます住居環境の確保、仕事と家庭の両立、子どもの安全確保、要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進等、幅広く、支援体制についての行動計画内容が義務付けられて、目標達成するために内容を記載した行動計画の策定ということでされておる訳でございます。それに基づきまして、当町ではニーズ調査ということで、今、現在行ってお

ります緊急雇用対策の中の一貫の中に、次世代育成行動計画のニーズ調査も併せてお願いして、今作業をしている最中でございまして、それに基づきまして16年度の中で、協議会の委員の中で、ご協議願、行動計画の策定という形になっていこうかと考えております。

人選でございしますが、委員9名以内ということでございます。斑鳩町議会議員ということで、担当の厚生常任委員会の委員長をお願いしたいと考えております。学識経験のある者の中で、奈良県児童子ども家庭相談センター長、これにつきましては、保健福祉関係の関わりということで県の児童福祉機関ということでございますので、それに伴ってお願いしたいと考えております。次に、奈良県中和福祉事務所長、これにつきましても、保健福祉関係ということで、県の児童福祉関係機関ということでお願いしたいと思、奈良県郡山保健所ということで、これにつきましては保健福祉関係で県の児童福祉関係、これも同じくお願いしたいと思、それと、斑鳩町校舎長会会長ということで、教育関係ということで、お願いしたいと考えております。その他町長が必要と認める者の中で、斑鳩町自治会連合会、地域住民の代表ということでお願いしたいと思、斑鳩町主任児童委員の代表ということで、これにつきましても県福祉関係で、地域における子育て支援と関わりをもった代表ということでお願いしたいと考えております。それと斑鳩町医師会の会長、これにつきましても保健福祉関係ということで、親子の健康の確保ということで、役割でお願いしたいと考えております。それと、商工会会長ということで、地域の事業主、その他の団体の代表ということで、これにつきましては仕事と家庭の両立の分野でのということで、お願いをしたいと考えており、以上9名の方を、案としてでございしますが、構成として考えさせて頂いております。

第7条の庶務の関係でござい。住民生活部の福祉課が所掌するということで、もっと広く担当としても入っていただくほうがいいのではないかと、ご意見でござい。当然、ご質問いただきました中で、今、ニーズ調査を実施している中でござい。当然、その項

目の中にも教育の部門、健康推進の部門につきましても、当然入っておりますので、それについては各担当課、教育委員会総務課、生涯学習課、健康推進課、保健センターも含めまして、それらの担当の職員とも事前に十分打ち合わせをしながら、アンケート調査の内容についても協議していただいて、今、策定を遂行しているという最中でありまして、当然庶務については福祉課ということではございますが、事務局としては当然、教育委員会なり、健康推進課が入るということでご了承をお願いしたいと思います。

里川委員 今、説明を聞いて、考え方を示していただいたので理解をさせていただいたのですが、例えば、男女共同参画推進社会のいろんな行動計画とか、作っていく中で、庁内で推進本部を確立したというような経過も、この間ありましたけども、それぐらい同じ様な、位置付けが欲しいなど、この問題については非常に斑鳩町の将来にとっても、重要な問題だと思っているんですけど、そういった庁内での推進本部というのか、そういった職員さんら、担当課でそういったものを作るというふうな考え方は持って頂いてないのでしょうか。

福祉課長 推進本部的な考え方ということでございますが、現在につきましては、住民生活部で取り組んでいこうということで、庁内全体での取り組みということにつきましては、今のところ考えておりません。

里川委員 私は出来るだけ、これは総合的、効果的に推進するという意味から、出来たら男女共同参画社会推進本部のような形の、斑鳩町としての意気込み、次世代、斑鳩町の将来のことを職員さんらの中でもいろいろ知恵を出し合ってするというような、そういった関係で、今後そういう方向も検討して行っていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これをもって説明を受け



たということで終わりたいと思います。

次に、（２）斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 続きますして２番目の斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例につきまして、要旨をもってご説明させていただきます。

（ 資料２の要旨朗読 ）

福祉課長 就労など、広い体系を持った計画となることから、行政はもとより、障害者ボランティアといった、地域の方々のご協力により、町として福祉の意味する幸せな生活の推進を目指しまして、本計画をより分かり易く周知するために、平成１１年３月には斑鳩町障害者計画ということでございましたが、斑鳩町障害者福祉計画として名称を改めさせてもらい、新たに検討委員会として検討していただくということをお願いしたいと思います。

本文ですが、設置につきましては障害者基本法の基本理念に則りまして、斑鳩町障害者計画の見直しを行うに当たり、必要な意見を聞き、調査研究及び検討を行い、障害者に関する福祉施策の総合的な推進に資するため、斑鳩町障害者福祉計画検討委員会を置くということでございます。事務につきましては、斑鳩町障害者計画の見直しに関することとございます。組織につきましては、９人以内の委員で組織ということで、斑鳩町議会議員、学識経験のある者、その他町長が必要と認める者ということでございます。任期につきましては、１年ということでございます。会長、副会長でございます。会長及び副会長を１名ずつ、委員の互選によって選出させて頂くということでございます。会議につきましても、会長が招集し、半数の出席がなければ、会議を開くことが出来ません。過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるというものでございます。庶務につきましても、住民生活部福祉課が所掌させて頂くということで、この条例につ

きましては平成16年4月1日から施行させて頂きたいと考えております。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 この計画は障害者基本法の中に謳われている市町村の努力義務によって、私、議会で取り上げながら、作っていただいて、またこの間、見直しが必要だという事も、ずっと言ってきた件ですので、大いにしただきたいというふうには思っていますが、ただ、やはり今度こそは見直しをしていただく中で、数値目標であったり、いわば実施計画的なものが盛り込まれたような形のものになってほしいなと。前回既に作られた時点でも、いろんな所、全国的に、経過持っているところ調査したら、数値目標を持っているところ、平成11年の段階でも、色々あった訳です。この検討委員会に入らせてもらっていて、そういったこともずっと言ってきたのですが、なかなかそこまで町が取り組みが出来なかったという経過もあったんです。ですから、今度こそは見直しするに当たり、具体的な数値目標なども入れた計画になるように、是非していただきたいと強く望んでいるんですが、その辺について考え方を示していただきたいと思います。

福祉課長 議員申されております件につきましても、15年3月の一般質問のときにも、いろいろご指摘をいただいた中で、文言等の整理以外にも、そういうことで重要な課題につきましても整理させていただくということで、ご報告させていただく中、今回、中間年で満5年を迎えるにあたりまして、見直しを図るなかで、支援費制度等、いろんな方面の施策等が変わっていく中で、当然、今、障害者の生活で、重要な柱でありますホームヘルプサービスですとか、いろんなサービス、短期入所やデイサービスなど、いろんな障害福祉にかかりますサービスの提供についての目標の数値というものも、当然、上げていかなければな

らないということで、それらにつきましても、今行っておりますニーズ調査について、いろいろ、直接障害者がされているいろんなご意見、思いというのを吸い上げさせてもらって、その中で数値目標というの、当然掲げさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これをもって説明を受けたということで終わりたいと思います。

次に、（３）平成１５年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 それでは、３月定例議会に提出を予定しております、平成１５年度  
課長 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明  
させていただきます。資料３をご覧頂きたいと思います。

まず、歳出でございます。第２款保険給付費でございます。保険給付費の支出が当初予算を上回る見込みでございます。一般被保険者療養給付費につきまして、８，０３６万１千円、一般被保険者療養費につきましては、１０５万円、一般被保険者高額療養費につきましては、６８７万２千円、合計で８，８２８万３千円の増額補正を予定しているところでございます。これに伴いまして、歳入ですが、第２款国庫支出金で７，５０８万４千円、第５款共同事業交付金で１，３１９万９千円の増額を予定しているところでございます。また、奈良県国民健康保険団体連合会におけます新保険者事務共同電算処理事業助成金が新設されます。その助成金を受け入れるために第９款諸収入で２０万円を増額いたしまして、その分第７款繰入金のうち職員給与費等繰入金を２０万円の減額を予定いたしております。また、財政調整基金の利子が確定しましたことから、これにかかる収入における財産収入及び歳出における預金積み立ての増額も併せて行わせていただく予定でございます。以上が、補正予算第４号についての内容でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 補正予算、直接的には了承するものなのですが、ただ、国保でも以前からお聞きしていた問題なのですが、政府管掌保険などのカード化という問題もでてきてまして、国保も是非そういった方向性をとということで、前にお話ししていたと思うのですが、保険証のカード化について現時点でどんな状況になっているのかということをお聞きしたいと思うのですが。

健康推進課長 保険証のカード化につきましては費用の面も伴って参ります。そういったこともありますし、県下そんなに普及もしていないということと、必要性ということもありますが、どうしても個々に必要という方につきましては、遠隔証明という形で対応できるというふうを考えておりますし、それらを弾力運用する中で、被保険者の利便性を考慮する中で、現在の保険者証で個々に必要な方につきましては、遠隔証明発行して対応して参りたい、当分の間はこういう形で運用していきたいと考えております。

里川委員 以前も、私も要望していたんですが、家族の多いご家庭で、そこに国保なんかでも、お年寄りも、お子さんもおったりして、同時に保険証が必要という場面が出てきたりすることというのがあるんですね。ご家族の多いご家庭では。そういう中でこのカード化というものがあれば、非常に便利で、わざわざ、最近ではいろんな税金対策とかで、わざわざ世帯分離してみたり、別々に保険証も作られてという状況なんかもあったりするが、たくさん的人数できちっと1世帯という形で生活して頂いている斑鳩町の町民の方に出来るだけ利便性を考えて、そういった方向も模索して頂きたいというのが私の思いなのですが、課長、今申されたように、費用の面も確かにあると思うんですね、そういったことも理解は出来るんですけども、何とか県下で一斉に、

県とか、そういった補助金を出していただくなりして、県下一斉にそういう方向が作れたら、コストも安くてうまくやっていけるんじゃないかなというふうにも思いますんで、そういう方向で努力をしていただけたらと思います。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

次に、(4)平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、資料4に基づきましてご説明させていただきます。

歳入ですが、第3款国庫支出金で21万9千円の増額、第4款支払基金交付金で802万6千円の増額、第5款県支出金では313万6千円の増額、第6款財産収入では、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定に伴います6千円の減額、第8款繰入金につきましては1,370万1千円の増額補正をお願いするもので、平成15年度介護給付費総額の推計をするにあたりまして、現在までの実績から今後の給付を推計いたしますと、事業計画を上回るが見込まれるため、その超過分についての補正をお願いするものでございます。

次に、歳出ですが、第2款介護給付費で2,508万2千円の増額、第4款基金積立金で、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定に伴います6千円の減額補正をお願いするものでございます。以上、3月議会に上程させて頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 介護保険につきましては2000年から始まった制度で、制度始ま

った当初、いろんな資料、委員会にも出して頂いていたんですが、最近についてはあまり実態を示した数値などについて資料があまり提出されてないと思うんですが、出来ましたら委員会にも毎回毎回出してもらわなくてもいいですが、1年に1回とか、2回とか、変化、我々としても、どういうふうに介護保険を利用されている方、どういうふうに変化しているのか、担当委員会としてそういうこともきちっと見ていかないといけないと思いますので、出来ましたら利用実態などについての、詳しくなくても簡単なものでいいと思いますけれども、そういった資料を出していただきたい。今回につきましては、3月年度末ということもありますので、出来ましたら、委員長、開会中の委員会には介護保険の利用状況などの資料提出をお願いしたいと思うんです。

福祉課長 今、里川議員のご質問いただきました利用状況についても、資料として開会中の委員会に提出していただくということですが、それにつきましては介護保険の運営協議会がごぞいます、そちらでまず、ご報告して審議していただいた結果につきまして、資料もありますので、当然それらについても3月の委員会に、何らかの形で、概略的なものになるかと思えますけれども、利用状況というのを資料として提出させて頂きたいと思えます。

里川委員 そうしましたら是非お願いします。それと、介護保険に絡んで、1点だけ、担当の意見をお聞きしておきたいことがあるんですが、公職選挙法で3月1日に施行される分で、私がこれまで要求してきました、要介護、認定されました方について障害者と同じような郵便投票なども出来るようにして欲しいということで、担当にも、選管事務局にも、ずっと言い続けて来たんです。その中で今回改正になりました、要介護5が障害者と同じように扱いが出来るというふうになったというふうに聞いているんです。その中で私は以前から要介護4、5ということを書いてたんですが、今回、公選法、要介護5ということ

を言っているらしいんですが、この辺のところでは要介護4の方でも重度の方もあるのではないかと、その認定の仕方についてもよく分からないし、今の斑鳩町の実態についてもよく分からないんですが、4というのが私は必要じゃないかというふうに考えているんですが、担当としては、4と5の違い、今ここで5だけになったということについて、担当はどんなふうにお考えになっているか、お聞きをしておきたいと思っています。

福祉課長 郵便投票によります不在者投票のことで要介護状況の区分が要介護4と5の区分、どういう違いがあるのかということですが、要介護4と要介護5の間にラインが引かれているということにつきましては、公職選挙法上、不正を防ぐということ为前提とされているのではないかと、その上で要介護者の便宜を図ることに考えた結果につきまして、まず、要介護5の人につきましては大半は投票所に自らは行けない、要介護4の人につきましては自ら行けない人も含まれるが、行ける人も多く含まれているのではないかと。この2つのバランスを取ったラインというのが、要介護5であったのではないかとというふうに考えられると思います。国でも全国の要介護状態のデータを保有しておるわけですが、それにつきまして、要介護5の寝たきりの割合につきまして、約8割ほど、要介護4の人で1割から2割程度というデータも参考ということで、その辺で考えられたのではないかと、担当としてはそのように考えております。

里川委員 分かりました。今後、私自身も出来るだけ要介護4の中でも、課長がいわれたデータの的にも、外へ出ていけない1割から2割ぐらいの方もいらっしゃる中では何らかの方法で考えていけるように、私もしたいと思いますが、担当にも是非そういったところの研究もしていただきたいというふうにお願ひだけしておきます。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これをもって終わりたいと

思います。

以上、3月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会に属するものについての報告を求めます。

福祉課長 それでは、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、資料5についてご説明させていただきます。

( 資料5により説明 )

健康推進課長 健康推進課が所管いたしますものについてご説明申し上げます。資料5の一番下でございます。

( 資料5により説明 )

健康推進課長 なお、補正ではありませんが、インフルエンザの委託料につきまして、平成15年10月から平成16年1月の事業ということで、接種者の増に伴いまして、1月30日付で300万円を予備費から流用させて頂いておりますことを併せてご報告させていただきたいと思っております。

環境対策課長 環境対策課関係でございます。裏面の繰越明許費でございます。衛生費、清掃費のし尿処理費、鳩水園の周辺対策事業における稲葉車瀬集会所建設について、地元との覚書では15年度事業として努めるとなっており、進めて参りましたが、用地買収に時間が若干かかったのと、集会所造成等にかかる関係許可に日数を要しましたところから、建築につきまして次年度に食い込むということになりまして、年度内



完成が見込まれないという状況であるため、繰越明許費として900万円、次年度に繰り越しするものであります。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 補正予算上げていただいているが、1点気になっているのが、鳥インフルエンザなども、非常にテレビで話題になってるが、斑鳩町内のそういった鳥の関係を扱っていたり、飼っていたり、実際学校や幼稚園の中でも鳥がいてるという状況があったりすると思いますが、こういった関係については町としてはどんなふうにお考えになっているのか、健康推進課ではそういった問題について、何か、多少でも補正でも組んででも、その件について、町内の鳥について対策を採るというようなことがあるのかと、思ったりしていたんですが、今、説明聞く中ではなにもおっしゃってなかったのが、今、どんなふうになっているのか、考え方を聞いておきたいと思いますが。

助 役 今、世間を騒がせております鳥インフルエンザ、山口、大分で発生をしております。本町と致しましても、県の関係からも指導もくると思うのですが、現在本町ではそれに対する対策というのは、現在対応していない状況でございます。ただ、小学校には子ども達の教育の関係から、命の大切さということで鳥を飼っております。斑鳩小学校には鳥1羽、他の学校にも飼っておると思います。こうした点の対応については、教育委員会がどうしているのかということは、まだ聞いておりません。また、給食について、食材への鳥の使用をどうするかということも聞いておりませんが、他の学校について、食材に鳥は出していないということも聞いたことがございますから、そういうことも含めまして、教育委員会並びに観光産業課、健康推進課とも協議を進める中、その対応をどうするかということ煮詰めて参りたいと思います。

里川委員 町で、施設関係、子どもさんのいる施設関係で鳥がいてる場合と別に、養鶏をなさっているような事業所なども、斑鳩町にあるんですが、出来ましたら、養鶏なさっている事業者の方に鳥インフルエンザの関係で、もし、検査をするとかいうことでご負担が大きいようであれば、助役さんがおっしゃったように、県とも協議する中で何らかの処置を採って、斑鳩町で事業やっておられるんですけど、斑鳩町の鳥は大丈夫ですよ、みたいな、確認が出来たら取りたいなど、私達も取れたらいいなど、もしかかかったりしたら、鳥の処分についても、凄いいことになってますよね。隔離して、埋めてとか、今研究が進んできて、ひょっとしたら人体に大丈夫だと言われていたけど、感染したら人の体の中で形を代えて出てくる可能性があるというようなことが、学者さんでも言い出してきたという中では、この問題についてちょっと私も気になってますので、養鶏なんかもなさっている事業者もあることですので、そういったところも県などと協議していただいて、県下の状況など詰めて話をしておいていただけたら、有り難いと思うんです。それは要望とさせて頂いておきます。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

次に、(2)「ふれあい交流センターいきいきの里」の入浴利用料の考え方について報告を求めます。

福祉課長 ふれあい交流センターいきいきの里の入浴利用料の考え方についてでございます。町の今までの取り組みといたしまして、昨年7月から10月までの3ヶ月間、試行的に入浴時間の延長を行ってまいりました。利用の動向を見る中で、利用についても少ない状況であったということでございます。次に町内の方の利用促進として昨年11月より、毎月第1木曜日の午前中を障害者とその介護者に、お風呂の入浴を開放させていただいているところでもございます。また、平成16年度

から高齢者の生き甲斐づくりとして、70歳以上の高齢者を対象としたしまして、交付いたしております高齢者優待乗車券、バスカードでございますが、これとふれあい交流センターいきいきの里の入浴券との選択制ということで、交付して参りたいと考えております。そういったことから、ふれあい交流センターの利用促進、また、多世代との交流にもつながるのではないかと考えております。利用状況等も横ばい状況であることから、町内の方々に多く利用していただくためにも、平成17年度におきまして、現在無料としている小広間の利用とか、併せて入浴利用料の管理面等も見直していかなければならないということで、検討して参りたいと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

中西委員 この件につきまして、私、去年6月議会に一般質問させていただいて、しております。その中で、町長から12月までに、その辺の考えを決めていきたいという答弁をいただいておりますが、今検討していくということで、大体いつ頃をメドに考えておられるのか。

福祉課長 中西副委員長よりご質問いただきました、昨年の6月に一般質問で町外の利用と格差を付けてはどうかということでのご質問いただきまして、町長から12月の議会までには委員会でもご報告しながら、検討してまいりたいという答弁でございました。予算的な時期もありまして、今日まで延びている状況でございます。町と致しましても、16年度内で料金の体系につきまして、格差につきましても、見直し、検討させていただくということで、先程申しました、現在無料となっている小広間の利用や管理面につきましても、委員の皆様方にもご相談申し上げながら、予算时期的なことも考えて、9月議会頃にはご報告出来るような形で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致したいと思います。

中西委員 障害者の日という形で、木曜日の午前中という形で設定していただ  
いていますが、平日というのはどうしても、私達が言っているのは、  
介護に必要な方が入れる日をとということで言っています。木曜日、平  
日であれば介護をされる方が仕事で勤めておられるとか、いうことで、  
利用できないと思う。どうしても日曜日とか、家族の方が居られる日、  
そういう日に設定していただきたいと考えておりますので。

福祉課長 今ご質問いただきました、障害者の入浴の時間の開放ということで  
第1木曜ということで、利用は特に少ない、そうした中の介助者の勤  
務の都合等で利用しにくい状況であるということで、確かにデータの  
統計を取ってみましても、確かに利用は少ない状況でございます。そ  
うしたことから、それらも合わせまして、料金体系等も併せましてご  
検討させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま  
す。

委員長 他に理事者側から報告することはございませんか。

( 報告事項なし )

委員長 ないようですので、これをもって終わりたいと思います。  
以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたというこ  
とで終わります。  
続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたし  
ます。

里川委員 2点お聞きしたいと思うんです。1点は、先日来、新しい議員さん  
が来られまして一般質問などなさってます、168の信号の件ですけ  
れども、これについては平成8年から警察の方へ要望を挙げていただ  
いている経過があるんです。そんな前からいろんな声が挙がっている

中で、更に新しく議員になられた方も現状見る中で、一般質問などなさっていると思うんです。そのことでいろいろ調べて建設課へも出向いたのですが、これは担当は信号となりますと環境対策課、公安との関係の中でと、言われたので、それだったら委員会で確認させてもらおうと言っていたんですが、平成8年の時点で町が信号をとということで、いろんな方からの要望の中で始めたわけですけれども、そこからだいぶ経ってますので、この間いろんな団体からの要望とか、特にPTAとか、あったと思うんですけれども、今なお、なかなか進みきらない、そんな状況の中で議員さんからも更に一般質問出てきている訳なんですけど、その後どんなふうになってきたか、平成8年の時に警察が町に対し、言っていたことが改善されつつあるのかどうかというところ、確認をさせて頂きたいなと思うんですけれども。

環境対策  
課長

168号線の河藪橋西詰めの交差点の絡みの信号機の設置要望の経緯でございます。

当該交差点につきましては、平成6年頃から大型マンション建設に伴いまして付近住民からの信号機の設置の要望が高まりまして、平成7年に斑鳩小学校PTAから要望書が提出されまして、本年まで地元自治会、子ども会等から、毎年要望を受けているところでございます。一方、毎年6月頃西和警察署から信号機の設置要望の調査がございまして、当町では平成8年から当該交差点の信号機の設置要望を所轄の警察署に対しまして行っているところでございますが、今日まで設置はされておりません。また、今日まで信号機が設置されていないのは、その理由と致しまして、信号機を設置するには通行車両数や横断する歩行者数などの、諸条件がございまして、道路形態も大きな条件となります。当該交差点の場合、東西町道が単純なプラスの交差点ではなく、T字交差点が2箇所あるという変則交差点になりまして、交差点内の事故を防ぐには東西町道それぞれ、異なる信号、いわゆる時差信号にする必要がございまして、その事によりまして、東西町道の車輛をスムーズに進めるためには168号線の停止線を、赤信号でござい

すが、これを長くする必要がございます。その事は国道168号線の更なる渋滞を誘発させる危険性がございます。また、逆に東西の町道の進行可能時間を短くしますと、今度は河藪橋の橋の上で車輛が混雑し、歩行者用の通路が整備されていない現状では、余計事故の危険性が高まってまいるといような理由から、更に信号機を設置するには横断者が信号が変わるまでの間、待機する場所、いわゆる溜まりスペースというものが必要であります。当該交差点、東西とも、そういったスペースは現在ございませんので、所轄警察署と致しましては信号機を設置することは不可能であると判断されているところでございます。また、昨年9月議会で議員より一般質問がございまして、付近住民と関係者が協議する場を設けてくれないかというような要望もございました。その関係につきましては当該交差点の信号機の設置の要望につきましては、書面で回答もしておりましたが、付近住民と関係機関が会し、信号機設置を妨げる要因を再度確認し、交通安全対策を協議することは相互の共通認識を確立する上でも有効であると考えまして、15年10月28日に打ち合わせ会議を開催させていただいたところでございます。地域住民からは本年度に書面で要望いただきました峨瀬及び峨瀬第一自治会、龍田第一連合会、峨瀬子ども会のそれぞれの代表者と、関係機関からは西和警察署の交通課、郡山土木事務所、企画調整課、そして町の建設課にも出席いただきまして活発に意見交換を行って頂いたところでございます。その結果、現時点では当該交差点での信号機設置は困難であるということで、一応の理解を頂きまして、その代替策と致しまして、当該交差点を横断する際の溜まりスペースの確保、法定外路面表示や交差点人形の設置など、ドライバーに対します啓発の強化などについて地元から要望が出されまして、郡山土木事務所と町で検討することとして、会議を終えたところでございます。それで、その要望が出された件の進捗状況でございますが、横断する際の溜まりスペースの確保でございますが、東側の河川敷につきましては1m程度の張り出し歩道を河川側に設置する予定で来年度施行するべく、現在設計中と聞いております。この関係

につきましては郡山土木でお願いしておるところでございます。また、西側につきましては一部河川敷と思われる角地がございます。現在そちらの境界を含めまして、県で調査されております。境界が定まった時点で整備の仕方を検討すると聞いております。法定外路面表示につきましては今年度末にも実施すると聞いておりました。その他ドライバーに対する啓発も溜まりスペース施工時に併せ、交差点人形などを設置致しまして、ドライバーに注意を促すと聞いております。なお、これらの進捗状況につきましては、定期的に打ち合わせ会議等、出席者にも通知いたしまして、情報の提供に努めておるところでございます。

里川委員 地域の住民の方々とも、そういうふうにしていただいているということでは、ご努力をいただいているんだなというふうには思っている訳なんですけれども、実際私自身も、あそこ歩いていて車に轢かれそうになった経験持っているんです。横断歩道を書いてあるところを渡ろうと、前の車止まってくれはったから、渡ろうとしたら、次の車が地産マンションの方へ曲がろうとして急に出てきて曲がったんです。私は止まってくれたので渡ろうと思ったら、そんなことあったんです。信号で明らかに赤になっていたら、後ろの車も止まるのだろうけど、信号がないが為に渡ろうと思ったら、2台目の車出てきて、そういうことになって肝を冷やしたという経験あるんです。そういう中で、今、課長の説明の中で、ドライバーにも警鐘をと、ドライバーの方にも注意を促すというような言葉が何回も出てきていますので、是非ドライバーの意識を高めていただく、ここは横断者がいるんだということを、きっちり信号を設置が不可能であれば、それなりの安全対策というのは絶対採っていただきたい。これは古くからずっと、地域の住民が要望して来ておられることですし、議会も心配して、議員さんらも一般質問もしておられますし、この問題について、今後もここで事故、これだけみんなが言っているのに、ここで事故が起こったということになると、町も大変だろうと思います。事故が起こらないようにしてお

いていただきたいと思いますので、更に、今課長が言って頂いたような方向で努力をしていただきたいことと、更にお願いをしておきたいと思います。

助 役 今の件ですが、課長の方で経過説明いたしました。この件につきましては、飯高議員にもいろいろご苦勞いただきまして、また、関係者のご苦勞によって、現場の立会をし、そして安全対策に向けての対応を掲げていこうということになっておるわけでございます。先程説明いたしましたように、竜田川の右岸については、河川側については3月中に溜まりスペースの設計をしていこうと、その対岸につきましては私有地がございますから、境界等を含めながら、その対応をしながら、溜まりスペースを確保していくということで、努力をされておるところでございます。何れにいたしましても、あの交差点は非常に危険な交差点です。そういうことから考えて、通学する子どもの安全、また、生活道路としての安全を保つために、これからも努力して参りたいと、この様に思います。信号につきましては、公安委員会のほうで、非常に難しい状態ではございますけれども、やはり信号についても、これから諦めることなく、協議していくということにしていきたいと思いますので、議員の皆さんもご協力よろしく願いいたします。

里川委員 そうしましたら、その方向で是非お願いしたいと思います。議員さんもみんな心配してますし、長いこと、地産マンション出来て以来、開発進んで以来の懸案事項ということですので、よろしく願いします。

それと、もう1点なんですけれども、実はこの春、奈良県が出しています、母子福祉のしおりというのがあります。このしおりの中には母子家庭に対する支援とか、いろんな事があるわけなんですけど、今回斑鳩町の方が、この中の母子家庭の就学支援の資金ですね、この利用をしようという手続きを進めたんですけれども、非常に問題のある制度だなということがはっきりしたんです。これまでこのパンフレット、



ずっと見てまして、福祉課の窓口置いてあるので、いろんな制度あるなど、いろいろ説明も聞いていたけど、実際使うということになったら、もの凄く使いにくい制度で、調査してみましたら、今年なんかだったら、私が拘わった1件だけなんですね。申し込み。去年は2件申し込み、町の窓口です、町も窓口受けるので、福祉事務所とか直接の場合あると聞いていますけど、2件申請出たけど、1件はだめだったと、去年1件だけ申し込んでおられると、受けていると聞いたんですね。その後、ここには福祉の母子寡婦福祉資金貸付金という制度、たくさん書いてありますね、これを利用している状況をちょっと、そんなんでも、担当へ見てもらったんですけど、他の制度なんて、何にも使えていない、申し込み、申請はあったけど、使えてないというようなことが、今回分かったんですね。実際、これは県の制度ですが、この制度の申請の仕方、問題あると思いますし、特に児童扶養手当をもらうときに、母子家庭の、あれだけ国会でも問題になった、プライバシーの侵害にあたるということで、申請用紙を国が示した規格ではだめだということで、奈良県ではわざわざ大きな問題になったんで、申請用紙の規格を代えて、ぎりぎりまで待って、斑鳩町でも母子家庭さんに申請していただいたと、去年そういう経過がありましたでしょ、それなのに、この貸付相談についてはもの凄くプライバシーの奥まで突っ込んで、それで貸せないとかどうとか。これは自立支援のはずなのに、自立して、一生懸命働きにあって、されているのに、県はなんか貸すのが嫌なのかなという対応なんですよ。非常に大きな問題抱えていると思います。私も福祉課の担当とは、この件については、いろいろずっと話をきて、私直接福祉事務所へも、奈良県へも声を上げています。私の方からいろいろちょっと、これはおかしいという声、直接上げましたけれども、今までこういう制度、町は窓口になってきてきているのに、町はどんなふう考えているのか、今後本当に次世代育成の支援法に基づいて計画作るんだと言っているが、本当に母子家庭さん、自立して頑張っていこう、子どもさんも頑張っていこうということの中で、この制度、本当に活かしたものにするのであれば、

町としても県に対して、もっとしっかりと、この制度のあり方について、きちっと声を上げてもらわないといけないなというふうには、私は思ったんです。そここのところについて、多分私は担当へもいってまずし、福祉事務所、そして県の母子支援グループの責任者にも連絡を取ってますので、担当の方でもそれらのことを掴んでおられると思うのですが、今後の考え方について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

福祉課長　ただ今ご質問いただきました、母子貸付の制度上の考え方ですが、相談内容につきましては、大半が就学支度資金、並びに就学資金のご相談でございます。この事から見ましても制度上の併合はできないということになっていることから、他の就学資金制度をご利用されている世帯もあるとい考えております。ただ、他の制度が利用しやすい、寡婦資金の貸付相談が利用しにくいということがあっても、それらについては、子育て支援や母子家庭の自立支援という観点から、好ましくないのではないかと、当然担当としては考えているところでございます。ただ、より利用しやすい制度にしていかなければならないと考えておりますけれども、その為には今、現在、調査表の収支状況表の調査の項目、確かに多岐に渡っている項目なんですが、保証人の問題とか、償還方法等についても、様々な問題点が、制度上の利用しやすいものに代えていくことも、していかなければならないのではないかなど、町としても考えております。ただ、この制度は先程おっしゃっておりますように、県の制度でもございますので、町独自では改正できないという面もございましてけれども、それらは毎年県へ要望を出すことがありますので、それらと併せながら、当然、要望して、改善していただきますように、住民の声として町が要望していくという形で要望してまいりたいと考えております。

里川委員　今ちょっと、課長触れてくれました、保証人の問題ひとつでも、もの凄い制約なんですよね。保証人は面談せよと。厳しくなったらしい

ですよね。破産宣告される方とか、返済が苦しくなって、ちょっと滞納になっている状況とかが増えてきたということで、厳しくされたと、保証人は県外の人だったら基本的にはだめだと、もの凄い制約が付いていて、保証人は面談だと、保証人の所得証明書まで出させて、なのに本人の所得証明書はいらないと、そんなつじつまの合わないような状況あるんですよね。しかも、とにかく返済が滞りが多いかいいながら、借りた分を卒業しはったら半年おいて、10年間で返す。返済方法どうするかといったら、10年間で20回払いで、半年に1回返すと、納付書に基づいて銀行へ出向いて行って、半年分、短大だったら6万円ぐらい、4年生なら12万ぐらい、半年に1回返さないといけないと、それは返しにくいのと違うかと、10年の20回払いと。担当に聞いたら、その制度が出来た当初から変わってないと、内部的にもこれは問題があるのと違うかというような話も出ているんだけど、改革できないというような状況もちょっと、見えるんですよね。だから町としても、窓口でやっていく限りは、町がこの県の事業、窓口としてしていく以上、こういったことについても、改善強く求めてもらいたいなど、逆に社会福祉協議会でやっている、こういった資金のあるんですが、社教の扱いを見ましたら、毎月銀行からの引き落とし、振替というふうな、同じ様な、こういった福祉系統のものですけれども、社教がやっているものはそうなっているですよね、なのに県がやっている方はそうっていないというような、こんな事をしていて、徴収の状況が悪いからといって、保証人さんに負担をかけて、勤めていないといけない、年金生活者は保証人になれない、そして、勤めている人に平日来いですよ、面談に。こんなおかしい話ないのと違うかと、今回私つくづく思いましたので、強くそういった項目にきちっと分けて、町から県に対して要望も、町としてもしていただきたい。斑鳩町で自立支援しながら、子どもさんを立派に育てようとしておられる方について、本当にそういう目的を果たせる制度となるように、町も県に対して頑張って、やってほしいなど。それと、この課長も触れておられました、貸付相談者収支状況。これ非常にプライ

バシーの侵害にあたる、児童扶養手当にも絡んできますけどね、この内容についてもちょっと問題あるんじゃないかと私も思いますので、これについてもちょっと強くお願いだけしておきたいと思っておりますので、また、新年度に向けて、斑鳩町として、こういった奈良県の制度についてもきちっと物をいっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。ないようですので、その他についてもこれで終わりたいと思っております。

委員会の事案であります、3月議会には予算審査特別委員会が設置されますので、厚生常任委員会からも2名の委員の出席をお願いすることとなりますが、委員会終了後に皆さんとご相談させていただいて、委員を選出したいと思っております。

委員長 以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり芳村助役の挨拶をお受けします。

( 助役挨拶 )

委員長 これをもって閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時19分 閉会)